

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

訓令 甲	告 示	公 告
○文書規程の一部を改正する訓令 (私学文書課) 一	○国土調査の成果の認証 (地域復興支援課) 一	○政治団体の届出事項の異動届 政治団体の解散届 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十四年分) 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十五年分) 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十六年分) 資金管理団体の届出 資金管理団体の指定取消しの届出 包括外部監査人の監査の事務の補助 監査委員
○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 二	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二	○宮城県訓令第十三号 文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 二	○認証食品の認証 (食産業振興課) 二	○宮城県告示第五百三十六号 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
○保安林の指定の解除(二件) (森林整備課) 三	○建設業許可の取消し (事業管理課) 三	○宮城県告示第五百三十八号 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
○道路の区域変更(二件) (道路課) 四	○道路の供用開始(二件) (道路課) 四	○宮城県告示第五百三十九号 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止 (防災砂防課) 五	○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課) 五	○宮城県告示第五百四十号 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (同) 六	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (林業振興課) 六	○宮城県告示第五百四十一号 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
○政治団体の届出 (建築宅地課) 八	○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八	○宮城県告示第五百四十二号 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

## 訓令 甲

○政治団体の届出事項の異動届 政治団体の解散届 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十四年分) 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十五年分) 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十六年分) 資金管理団体の届出 資金管理団体の指定取消しの届出 包括外部監査人の監査の事務の補助 監査委員	九 九 九 〇 一 一 二 二 二
--	---

## 告 示

○宮城県告示第五百三十六号 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成二十六年六月十七日 宮城県知事 村 井 嘉 浩	一
--	---

気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十四年度から平成二十五年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市本吉町上川内の一部、同町狼の巣の一部

五 認証年月日

平成二十六年六月十一日

○宮城県告示第五百三十七号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	mini Berry vol.15 18426107	(株)秋水社
二	雑誌	Boysピアス禁断 5月号 08175105	(株)マガジン・マガジン
三	雑誌	アヤ 6月号 18815106	(株)宙出版
四	雑誌	エキサイトینگマックス 7月号 0209117	(株)ぶんか社

二 指定理由

図書類の内容が著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二七〇〇三二二	セベックヘルバーステーション 黒川郡富谷町成田二丁目三番地三 成田ビル一〇三	居宅介護 重度訪問介護	有会社社セベック	平成二十六年七月一日

○宮城県告示第五百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇七〇〇〇九〇	よつば介護サービス 名取市大手町五丁目十一番 A棟一〇二号	居宅介護 重度訪問介護	有会社社よつば介護サービス	平成二十六年五月三十一日
〇四一〇九〇〇一四六	訪問介護ステーションハウス・クルー多賀城市高橋三丁目十一 一〇二二	居宅介護 重度訪問介護	医療法人一秀会	平成二十六年五月三十一日

○宮城県告示第五百四十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地

二百十	納豆	有限会社わたり納豆 代表取締役 照井正彦	有限会社わたり納豆	巨理郡巨理町長瀬字河原三十
二百十	ずんだ餅	株式会社北上京だん ご本舗 代表取締役 我妻憲直	株式会社北上京だん ご本舗	仙台市宮城野区福田町四丁目 三一三

二 認証年月日

平成二十六年六月九日

○宮城県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四七から二五〇まで・押分字須加原一二七の二・早股字前川一八七の二・寺島字川向四五の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四七から二五〇まで・押分字須加原一二七の二・早股字前川一八七の二・寺島字川向四五の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

名取市関上字東須賀二の三六（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

名取市関上字東須賀二の三八（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

三 解除に係る保安林の所在場所

名取市関上字東須賀二の三六・二の三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年六月五日

二 商号又は名称等

株式会社イコー 高橋 久寿	株式会社未来建 阿部 光平	株式会社リーフ 内ヶ崎 直子	有限会社リノフ ランド・キキ	株式会社イナフ ケア東日本 中川 政行	株式会社佐藤塗 佐藤 行世	有限会社佐藤塗 早川 建策 早川 顕一	有限会社カムロ デンコー 永倉 定吉	株式会社エコホ ム 本城 吉晴	株式会社三成建 大平 次則	戸部電材株式会 社 戸部 正	有限会社高橋工 務店 高橋 正志	北電設工業株 式会社 高橋 寛治	商号又は名称及 び代表者の氏名
登米市迫町佐沼字南佐 沼二丁目四一二十一 百六十三号	仙台市青葉区小松島四 丁目二十一二十五一四 百三十三号	仙台市泉区松森字堰堀 十六一 百三十二号	仙台市青葉区国見一丁 目六一二 百三十七号	仙台市太白区山田北前 町四十一一十五 百三十二号	大崎市岩出山上野目字 西天王寺十六一 百二十一 百二十二号	大崎市古川字本鹿島二 百三十七一 百三十五号	仙台市青葉区片平二丁 目三一 百五十四号	仙台市宮城野区中野字 神明百七十五一 百四十七号	岩沼市押分字南谷地八 十六一五 百一十五号	仙台市太白区茂庭台五 丁目二十四一 百一十五号	石巻市末広町二一十 九 百九十七百三 十号	主たる営業所の所在地	
一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	一般二十五 百八十二号	建設 許可番 号	
一部廃業 塗装工事 業	一部廃業 建築工事 業	一部廃業 造園工事 業	全部廃業 一般建設 業 内装仕上 工事業	全部廃業 一般建設 業 内装仕上 工事業	全部廃業 一般建設 業 内装仕上 工事業	全部廃業 一般建設 業 電気工事 業	一部廃業 一般建設 業 大工工事 業 屋根工事 業 タイル・れんが ブロック工 事業 内装仕上 工事業	一部廃業 一般建設 業 造園工事 業	一部廃業 特定建設 業 電気工事 業	全部廃業 大工工事 業	一部廃業 機械器具 設置工事 業	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	
平成二十六年 五月十二日	平成二十六年 五月十四日	平成二十六年 五月十四日	平成二十六年 五月八日	平成二十六年 五月七日	平成二十六年 五月七日	平成二十六年 五月十四日	平成二十六年 五月九日	平成二十六年 五月十四日	平成二十六年 五月十六日	平成二十六年 五月八日	平成二十六年 五月十五日	受付年月日	

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部  
土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿島台高清水線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	四・八 一六・〇	三三二・〇
変更の区間	後	一四・〇 二二・〇	三三二・〇

○宮城県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部  
土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川岩出山線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の前後  
(敷地の幅員)  
(メートル) (敷地の延長)  
(メートル)

大崎市古川宮沢字荒町八〇番一地从先から 同市古川宮沢字荒町六一番地先まで	
前	後
五・四 二〇・九	八・三 二一・六
一一〇・三	一一〇・三

○宮城県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台高清水線	遠田郡美里町北浦字船入二番五四地先から 同郡同町北浦字北田八四番一地从先まで	平成二十六年 六月十七日

○宮城県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川岩出山線	大崎市古川宮沢字荒町八〇番一地从先から 同市古川宮沢字荒町六一番地先まで	平成二十六年 六月十七日

○宮城県告示第五百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止する。

なお、その関係図面は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
鷲神の4急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号	縦覧場所
牡鹿郡	女川町	鷲神浜	荒立	一番九地先道路敷 二十八番一 二十一番八十二 二十一番七十三 二十一番四 一番十七地先道路敷 一番二十二地先道路敷 一番一地先道路敷 二十一番二十九地先道路敷 九番十八 九番六	一号 二号及び三号 四号及び五号 六号 七号及び八号 九号 十三号 十四号 十号 十一号 十二号	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
		掘切				

○宮城県告示第五百四十九号

岩沼市から岩沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 岩沼都市計画下水道

- 2 名称 岩沼市特別都市下水道
- 二 都市計画の変更の種類  
廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百五十号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道

- 2 名称 岩沼市特定公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百五十一号

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により告示する。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業

二 施行者の名称

宮城県

三 施行地区

仙台市宮城野区蒲生字須賀前、同字竹ノ内、同字土手前、同字耳取、同字蓬田前、同区中野字葦畔、同字飯塚、同字石橋、同字駈上、同字神妻、同字北神妻、同字須賀、同字高柳、同字田中、同字新沼、同字向田、同字曲田、同字蓬田、同区福室字境三番、同字明神西、同区町前一丁目及び同区内一丁目の各全部並びに同区出花一丁目、同区蒲生字二本木、同区中野字出花、同字上小袋田、

同字腰廻、同字四反田、同字下小袋田、同字新田、同字神明、同字杉本、同字柄越、同字寺前、同字沼頭、同字沼向、同字掃沼、同区福室字県道前、同字境四番、同区白鳥二丁目及び同区港三丁目の各一部

- 四 事業計画の決定の年月日  
平成三年七月二十三日

五 事業施行期間

平成三年七月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

六 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

七 事業計画の変更年月日

平成二十六年六月十七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 平成二十六年宮城県森林情報管理システム改修業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十七年三月二十四日まで
  - 4 履行場所 仕様書による。
  - 5 入札方式 条件付一般競争入札（紙入札）とする。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得していること。
  - 2 入札期日（郵送による紙入札においては開札日とする。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - 3 入札期日において、本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていないこと。

4 入札期日において、本県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。  
6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

8 過去五年（平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）以内に都道府県と森林情報管理関係（森林GIS）システムの開発又は改修に係る契約を締結し、適正に完了した実績を有すること。

9 開発体制として、過去五年（平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）以内に都道府県において森林情報管理関係（森林GIS）システムの開発又は改修に従事した者を、履行期間中、本業務の専任として配置すること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ平成二十六年六月三十日（月）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
宮城県農林水産部林業振興課地域林業振興班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―二九一四）

2 入札説明書の交付期限  
平成二十六年六月二十七日（金）まで。

3 一般競争入札参加資格審査  
入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所  
(一) 日時 平成二十六年七月十五日（火）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達するもの。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十六年七月十六日(水) 午前十時(開場午前九時四十五分)
  - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎九階北側九〇四会議室
- 五 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に入力された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(契約総額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 本公告に示した調達案件を履行できると入札執行者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Name and Amount of Services to be Requested : Repairs and Improvement of the Prefecture's Forestry Information Management System in Total.

2 Contract Fulfillment Period : From the Date of Contract until March 24, 2015

3 Area where Services are to be Performed : Forestry Promotion Division and other offices, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government

4 Deadlines for Submission of Estimates :

- Hand-delivered submissions : July 16, 2014, 10 : 00 am.

- Submissions by mail : July 15, 2014, 5 : 00 pm.

5 Place and Time of Bid Selection : July 16, 2014, 10 : 00 am, Miyagi Prefectural Government

Office building, 9th Floor, 904 Meeting Room.

6 Contact Information : Forestry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries

Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aba-ku, Sendai-shi, Miyagi 980-

8570 Japan TEL : 022-211-2914 FAX : 022-211-2919

○東日本震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

塩竈市浦戸桂島字鬼ヶ浜二十番一、二十一番、二十二番一、二十三番一、二十七番三及び二十六番一並びに十七番二及び二十三番二の各一部(一一工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

塩竈市

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝



(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党宮城全管協ちんたい支部 今野 幸輝 伊勢 泰昌 仙台市青葉区大町二一八 一二五 平成二十六年五月二十六日

(ニ) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

熊谷まさひろ後援会 熊谷 雅裕 熊谷 雅裕 気仙沼市浦の浜五六一 平成二十六年四月一日

熊谷義彦県政研究会 熊谷 義彦 高橋 勝男 栗原市築館薬師台四一〇 平成二十六年五月二十八日

熊谷義彦後援会 鈴木 喬義 高橋 勝男 栗原市築館薬師台四一〇 平成二十六年五月二十八日

西條正昭後援会 佐々木昭一 小山 薫 石巻市北上町十三浜字相川四五一 平成二十六年四月二十三日

佐藤英治後援会 佐藤 英治 片桐百合子 塩竈市西町九一四 平成二十六年四月十六日

津田昌彦後援会 津田 榮一 津田 榮一 石巻市渡波字栗林四七 平成二十六年五月二十二日

○宮選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年六月十七日

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党軽自動車支部 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区中野 仙台市宮城野区苦竹 平成二十六年五月二十二日

代表者の氏名 藤田 博 小野寺正二

自由民主党小牛田支部 会計責任者 森 義親 笠原 和夫 平成二十六年

の氏名

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

さいとうただし後援会 主たる事務所の所在地 亘理郡亘理町字五日 亘理郡亘理町字中町 平成二十六年五月二十七日

佐藤久義後援会 主たる事務所の所在地 栗原市栗駒岩ヶ崎下 栗原市栗駒岩ヶ崎下 平成二十六年五月一日

さとう弘樹後援会 主たる事務所の所在地 大崎市鹿島台平渡字 大崎市鹿島台平渡字 平成二十六年五月七日

島山昌樹の会 主たる事務所の所在地 仙台市若林区河原町 仙台市太白区八木山 平成二十六年五月十四日

○宮選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十六年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

熊谷義彦県政研究会 熊谷 義彦 平成二十六年五月二十三日

熊谷義彦後援会 鈴木 喬義 平成二十六年五月二十三日

栗田彰後援会 栗田 彰 平成二十六年四月八日

佐々木惟夫後援会 千葉 昇 平成二十六年四月三十日

佐藤英治後援会 佐藤 英治 平成二十六年四月一日

佐藤輝子後援会 柏木 芳朗 平成二十五年十二月十五日

津田昌彦後援会 佐藤 憲宏 平成二十六年五月二十日

○宮選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

		委員 塚 地 光 輝	
政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)			
(資金管理団体)			
熊谷義彦県政研究会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 義彦			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員			
報告年月日 26. 5. 23 (26. 5. 23解散)			
1 収入総額	5,869	報告年月日 26. 4. 1 (26. 4. 1解散)	65,739
前年繰越額	5,869	1 収入総額	65,739
2 支出総額	0	2 支出総額	0
(その他の政治団体)			
熊谷義彦後援会			
報告年月日 26. 5. 23 (26. 5. 23解散)			
1 収入総額	167,000	○回覧冊中に添付せず	
本年収入額	167,000	政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	
2 支出総額	0	平成二十六年六月十七日	
3 本年収入の内訳	167,000	宮城県選挙管理委員会 委員 塚 地 光 輝	
寄附	167,000	(資金管理団体)	
個人分	167,000	熊谷義彦県政研究会	
4 寄附の内訳		資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 義彦	
(個人分)		資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	
後藤 進也	10,000 栗原市	1 収入総額	5,869
速藤 敏昭	27,000 栗原市	前年繰越額	5,869
伊藤 光彦	80,000 栗原市	2 支出総額	0
小野寺 薫	50,000 栗原市	(その他の政治団体)	
栗田彰後援会		熊谷義彦後援会	
報告年月日 26. 3. 13 (26. 4. 8解散)		報告年月日 26. 5. 23 (26. 5. 23解散)	
1 収入総額	21,488	1 収入総額	400,000
前年繰越額	21,488	前年繰越額	167,000
2 支出総額	0	本年収入額	233,000
佐藤英治後援会		2 支出総額	0
		3 本年収入の内訳	233,000
		寄附	233,000
		個人分	233,000
		4 寄附の内訳	

(個人分)

伊藤 光彦 100,000 栗原市  
 遠藤 敏昭 33,000 栗原市  
 小野寺 薫 100,000 栗原市

栗田彰後援会

報告年月日 26. 3. 13 (26. 4. 8解散)

1 収入総額 21,488

前年繰越額 21,488

2 支出総額 0

佐々木惟夫後援会

報告年月日 26. 2. 26 (26. 4. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤英治後援会

報告年月日 26. 4. 1 (26. 4. 1解散)

1 収入総額 65,739

前年繰越額 65,739

2 支出総額 0

佐藤輝子後援会

報告年月日 26. 4. 28 (25. 12. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県選挙法第七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(资金管理団体)

熊谷義彦県政研究会

资金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 義彦  
 资金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員  
 報告年月日 26. 5. 23 (26. 5. 23解散)

1 収入総額 5,869

前年繰越額 5,869

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

熊谷義彦後援会

報告年月日 26. 5. 23 (26. 5. 23解散)

1 収入総額 472,000

前年繰越額 400,000

本年収入額 72,000

2 支出総額 300,000

3 本年収入の内訳

寄附 72,000

個人分 72,000

4 支出の内訳

政治活動費 300,000

機関紙誌の発行その他の事業費 300,000

宣伝事業費 300,000

5 寄附の内訳

(個人分)

伊藤 光彦 60,000 栗原市

遠藤 敏昭 12,000 栗原市

栗田彰後援会

報告年月日 26. 5. 1 (26. 4. 8解散)

1 収入総額 21,488

前年繰越額 21,488

2 支出総額 21,488

3 支出の内訳

政治活動費 21,488

組織活動費 21,488

佐々木推夫後援会

報告年月日 26. 5. 1 (26. 4. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤英治後援会

報告年月日 26. 4. 1 (26. 4. 1解散)

1 収入総額 65,739

2 支出総額 65,739

津田昌彦後援会

報告年月日 26. 5. 20 (26. 5. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十六年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
熊谷 義彦	宮城県議会議員	熊谷義彦県政研究会	栗原市築館業師台 四一〇	熊谷 義彦	平成二十六年五月二十八日

○宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十六年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
熊谷 義彦	宮城県議会議員	熊谷義彦県政研究会	栗原市築館業師台 四一〇	熊谷 義彦	平成二十六年五月二十三日

監査委員

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。  
平成26年 6月17日

宮城県監査委員	安 部 孝
宮城県監査委員	ゆ さ み ゆ き
宮城県監査委員	遊 佐 勘 左 衛 門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

高 橋 克 明 仙台市宮城野区五輪1丁目3番25-1309号

伊 藤 宏 平 仙台市青葉区柏木2丁目1番10号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年6月18日から平成27年3月31日まで